法人会
消費税期限内納付
推進運動

法人会だより

2014.7　No.178

浜田広介記念館敷地に建立された顕彰碑

郷土の先達　近代編⑫

工藤俊作

［海軍中佐　東置賜郡高畠町（旧屋代村）生まれ
1901年（明治34年）～1979年（昭和54年）］

明治34年1月、屋代村の工藤七郎兵衛の次男として生まれた。
工藤は小学校に入学するや担任に「平民でも海軍士官になれますか」と尋ねると先生は「なれる」と言い、米沢興譲館中学への進学を勧めた。

それから彼は猛然と勉強をして、屋代小学校創立以来の高得点を維持し「神童」と称されるようになり、大正４年卒業式では総代として答辞を読んだ。彼は興譲館中学校へ進み、上郷にある親戚に下宿して5年間毎日徒歩で通った。工藤の同期生の中には、建設大臣をした木村武雄、労働大臣近藤鉄雄の父道雄がおり、工藤は海兵まで近藤道雄と共に進み無二の親友であった。工藤は海兵進学を目指して勉強したがその時の進路指導担当の先生は、東大教授我妻栄の父我妻又次郎であった。

大正９年６月難関を突破して平民出身で興譲館からはじめて海軍兵学校に合格した。工藤は鈴木貫太郎校長(後の総理)の自由闊達な教育理念に薫陶を受け人道的精神の涵養につながった。
大正12年7月海軍兵学校を卒業。昭和15年11月海軍少佐工藤俊作は39歳にして駆逐艦「雷」(いかづち)の艦長に着任した。昭和17年英国国民を感動させた駆逐艦「雷」による救助劇が開始される。

昭和17年3月1日、英国重巡洋艦「エクゼクター」「エンカウンター」はジャワ海脱出を試みてわが国の艦隊と交戦し、相次いで撃沈され海に投げ出された。両艦艦長を含む大勢の英国海軍将兵は2日間漂流を続け生存の限界に達していた。まさに、その時「雷」に発見されたのである。工藤艦長は「敵兵を救助せよ」と命令し、国家や民族の垣根を越えて、太平洋戦争のさなかジャワ島北方沖の海上を漂流していたイギリス人海兵422人を救助したのである。高畠が生んだ偉人工藤艦長は昭和54年78歳の生涯を閉じた。平成22年10月には地元有志により浜田広介記念館敷地内に工藤氏の顕彰碑が建立された。

（掲載については、工藤俊作顕彰碑建立実行委員会所蔵の写真および文章を参照）

発行　(公社)米沢法人会
編集　広報委員会
〒992-0045 米沢市中央4丁目1-30（米沢商工会議所３F）
TEL 0238－22－5401　FAX 0238－21－5909
HP http://www.y-houjin.or.jp/　Eメール houjin@estate.ocn.ne.jp
2－2000

第２回（通算34回）公益社団法人米沢法人会
通常総会・記念講演会開催
―― 租税教育を通じ税の啓蒙活動を ――

第２回公益社団法人米沢法人会通常総会が、５月26日㈪グランドホクヨウに於いて、米沢税務署長古瀬忠昭氏をはじめ多数の来賓を迎え、会員1,090名（本人出席116名、委任状出席974名）が出席して開催された。

鈴木会長はあいさつの中で、平成26年度は「税の啓蒙活動」「組織の強化」そして「社会貢献活動」に努めるとともに、小学校高学年に租税教育活動を行うこと、昨年に引き続き会員の親睦交流の場として会員交流納涼パーティを開催すると述べた。

続いて会員増強功労表彰・優良経理担当者表彰が行われた。会員増強功労表彰は高畠支部、川西支部、米沢信用金庫が受賞し優良経理担当者表彰は３名が受賞し会長より表彰状と記念品が贈られた。

議事に入り、平成25年度事業と平成26年度事業計画並びに収支予算の件を報告。第１号議案平成25年度決算承認の件が原案通り承認された。

来賓の方々を代表して、古瀬税務署長・齋藤置賜総合支庁長・安部米沢市長より祝辞をいただき、盛会裡のうちに終了した。

鈴木会長のあいさつ

古瀬米沢税務署長

記念講演会

第１講演「米国における大学教員の政治的傾向」

総会に先立ち、ハーバード・ロースクール教授 Ｊ.マーク・ラムザイヤー氏をお招きして、「米国における大学教員の政治的傾向」と題して講演会を開催した。

第２講演「法人税改革のゆくえ」

続いて、政府税制調査会 会長 中里実氏をお招きして、「法人税改革のゆくえ」と題して講演会を開催した。

受賞おめでとうございます

平成25年度 会員増強運動功労賞受賞

（敬称略）

受賞支部　高畠支部
　　川西支部

受賞企業　米沢信用金庫

高橋川西支部長

第38回 優良経理担当者表彰受賞者

（五十音順・敬称略）

事業所名	受賞者
株式会社　東北エヌイーエレクトロ	猪口　喜久子
株式会社　パルコモード	蔵田幸代
株式会社　丸定	高橋和子

受賞者のみなさん

青年部会通常総会・記念講演会

４月22日㈫伝国の杜において平成26年度青年部会通常総会を開催した。

「明日を創る若さと力 青年部会」をスローガンに、租税教育活動・企業経営に求められる知識の習得、異業種交流を通じて自己研鑽を諮る場として事業活動を行うことを確認して終了した。

総会に先立ち、米沢市南原在住のローズレーン代表黒田三佳氏を講師にお招きして「おもてなしの心と品格を感じて」と題して記念講演会を開催した。

女性部会通常総会・記念講演会

５月21日㈬伝国の杜において、平成26年度女性部会通常総会を開催した。

全員でスローガン「仕事に情熱を！家庭に愛を！心に錦を！」を唱和、会員の自己研鑽諮ること、租税教育活動・社会貢献活動を推進することを承認した。

総会に先立ち、スパリゾートハワイアンズの常盤興産㈱代表取締役会長齋藤一彦氏を講師にお招きして、「炭鉱から観光、そして復興へ」と題して講演会を開催した。

平成27年度 税制改正要望　一般社団法人 山形県法人会連合会

平成26年４月９日㈬、税制委員会を開催し、米沢法人会の平成27年度税制改正要望事項を作成し山形県法人会連合会へ提出した。６月５日㈭山形県法人会連合会主催による税制委員会が開催され、当会より石黒副委員長が出席し、平成27年度税制改正要望事項を検討し下記のとおり要望事項をまとめ全法連に要望することとした。

政府は、わが国の直面する最重要課題として、デフレからの脱却と経済再生の実現、そして、その先には財政の健全化を掲げている。これに基づき、平成25年度税制改正及び平成26年度税制改正大綱には、多くの成長戦略としての政策的な税制の整備が盛り込まれており、政府の構想をうかがい知ることができる。

税制改革の方向性は、平成25年12月12日与党から公表された「平成26年度税制改正大綱」及び平成25年12月24日閣議決定された「平成26年度税制改正の大綱」の改正案等から推し量ることができる。そこで、この改正案等の基本理念を踏まえて、主要項目について要望したい。

はじめに、わが国が置かれている現状は、次の四つの視点にまとめることができる。

(1) 少子高齢化

日本は今莫大な借金を抱えて、その借金とその借金に係る利息を返済していかねばな　らない状況にある。国の収入の基本は税金であり、その借金を返すためには税収を維持　していく必要がある。税金には直接税と間接税とがあり、直接税には法人税や所得税な　どがあり、間接税は消費税などに代表される。

現在の日本は、少子高齢化（子供の数が減り、高齢者が増えていく状況）が憂慮され　ている。少子高齢化が進むと労働人口が減って、納税者が少なくなるため、法人税や所得税である直接税が減少することになる。そうなれば、もう一方の間接税を増やしていかねばならない。なぜならば、間接税である消費税は労働者や高齢者からも平等に徴収することができ、税の公平性が確保できると考えられるからである。

従って、間接税である消費税は、少子高齢化の影響を受けにくいと考えられるが、高　齢化が進むにつれ「年金」、「福祉」や「医療」などの負担が増加していくので、消費税　は10％を超える可能性が大きく、新たな税金を議論していかねばならない。

社会保障のためには、間接税が増えていくのはやむを得ないのかもしれないが、税金　を有効に活用するためにも、一人一人が納税者という立場をもっと感じて、税と社会保障を一体のものとしてこの議論に加わることが望ましい。

また、最近では少子高齢化による労働人口の減少に伴い、所得課税に比して、高齢者の保有する資産への資産課税が重要視されてきている。

(2) グローバリゼーション

人・物・情報・金のグローバリゼーションは、各国の税法の違いを利用した『税源浸食と利益移転(Base Erosion and Profit shifting)』、税率の引き下げ競争の問題を引き起した。「税の引き下げ競争」の影響を受ける法人税の減税の方向性と、他方で個人課税の増税の方向性に関して、課税の公平の観点から議論が生じている。

(3) 円高・デフレ不況

円高・デフレ不況から脱却するための取り組みとして、平成25年度には、国内への設備投資を促進するための税制措置、研究開発税制の拡充、中小企業の経営改善のための設備投資を促進する税制措置がなされた。また、資産課税の分野では、高齢者から若年層への資産移転を促すための教育資金の一括贈与による贈与税の非課税制度が導入されている。

(4) ＩＴ化

ＩＴ化の発達により、インターネットを利用した電子商取引が普及してきている。その結果、所得課税の国際ルールでは「恒久的施設（Permanent Establishment ：ＰＥともいう）なきところに事業所得課税なし」という、従来の課税ルールが妥当性かが問われている。また、消費税の分野においても、外国企業がインターネットを通じて日本の消費者に販売する取引に対して、どのような仕組みにより消費税を課すかが課題となっている。

以上のような現状認識に基づいて、以下の要望を取りまとめた。

≪基本的課題≫

(1) 財政健全化に向けて

安定財源の確保という租税の直接的な目的を達成

するためには、租税の社会的経済効果を考慮しつつ税制を考えていかなければならない。

近年における経済のグローバル化の急速な進展は、わが国の企業の経済活動も自国の市場経済に留まることなく、世界的な市場を視野に入れた活動へと変貌している。

そのため、法人所得課税においては、わが国企業の国際競争力を削ぐことのないよう中長期にわたるグランドデザインを示して検討すべきである。

また、企業の経済活動に対する税制の検討は公平性や中立性を尊重すべきであり、租税特別措置法に見られる特定業種の保護政策は必要最小限に留める必要がある。

(2) 社会保障制度のあり方

税制は、景気回復などの経済政策並びに少子高齢化社会への対応や所得再分配などの社会政策といった様々な政策を考慮しながらその時代に適した税制を構築していかなければならない。また、納税者の権利についても十分配慮し、誰にでも理解できる簡素で納得の得られるものでなければならない。納税者の権利を確保する上でも社会保障制度と一体となった制度設計が望まれる。

(3) 共通番号制度

マイナンバー制度については、いわゆる番号関連４法案が平成25年５月末に公布され、平成28年１月からの利用開始が予定されている。当面、個人番号については、社会保障、税及び災害対策の３分野についての行政内の利用に限定されているが、源泉徴収義務や支払調書の提出義務のある民間事業者等（代理人たる税理士事務所等）は、番号の管理者として、安全確保の必要性から、重大な責務を負うことになる。

番号利用開始に向けて、番号の管理者となる民間事業者等へのセキュリティ対策の周知徹底等、円滑な導入に向け、きめ細やかな対応が必要である。

また、今後予定されている法定調書の拡充や個人番号の利用範囲の拡大などの検討については、中小事業者の事務負担が過度とならないよう、慎重になされるべきであり、マイナンバーの制度設計にあたっては、行政事務の効率化だけでなく納税者の利便性向上に資する観点が重視されなければならない。

(4) 経済活性化と中小企業対策

～デフレ脱却・日本経済再生に向けた税制措置・中小企業の活性化に資する税制措置～

政府は、「景気回復の実感は中小企業や地域経済にはまだ十分浸透していない」と認識している。多くの中小企業の実情は、このとおりであると実感する。その一方で、平成25年における実質金利はマイナスまで低下し、予想物価上昇率は最高で約２％まで上昇している。このデータから政府の金融政策や設備投資促進税制の推進等によって、少なからず景気浮揚の後押しになったことが感じられる。与党大綱では「経済の好循環を早期に実現する観点」から、民間投資を促す生産等設備投資促進税制の創設及び消費拡大のための賃上げ支援策として、所得拡大促進税制の拡充を行っている。景気浮揚は、現下の中小企業経営の喫緊のテーマであり、政策のビジョンに即して税制改正が有効に機能することが求められる。

また、「消費の拡大を図る観点」からは、近年交際費課税の見直しが行われてきた。今般、大企業も含め、接待等に伴う飲食のために要した費用は、支出額に対して50％相当額の損金算入を認める措置が講じられた。法人にとっては、業務に不可欠である交際費等の取扱いが、損金としての本質を尊重されることとなった大きな転換である。

さらに政府は「日本経済の真の再生のためには、地域経済の活性化を図る必要がある」としている。日本固有のものづくりの強みを活かしながら、少子高齢化及び郊外化・都心空洞化等の進展に歯止めをかけるため、政府が目指す中心市街地の活性化やコンパクトシティの形成支援としての政策税制措置の効果に期待したい。

(5) その他

震災復興に係る復興特別所得税は、本来の税額の2.1％という少額を25年間という長期間にわたり源泉徴収することされており、徴収税額の計算も非常に煩雑となっている。

そのため、復興財源確保法の改正により法人の復興特別所得税は廃止されたが、個人の復興特別所得税は平成25年度分より徴収が開始されている。復興特別所得税の源泉徴収の報酬・料金からの徴収については、源泉徴収義務者の事務の煩雑化を考慮して所、得税法第204条２号に掲げられている報酬・料金からは行わないこととし、法人の復興特別所得税と同様、廃止することを要望する。

≪税目別の具体的意見≫

(1) 所得税関係

所得税は応能原則に基づく代表的な租税であり、国の基幹税たる性格を有している。この応能原則を具現化する仕組みが超過累進課税であり、それによる所得の再分配機能を有効に機能させることが常に必要である。よって政策的配慮による人的控除等は、本来手当されるべき制度に委ねるとともに、金融所得の一体化課税を早急に実現する必要がある。

(2) 法人税関係

近年における経済のグローバル化の急速な進展は、わが国の企業も自国の市場経済に留まることなく、世界的な市場を視野に入れた経済活動へと変貌している。そのため、法人所得課税においては、わが国企業の国際競争力を削ぐことのないように配慮すべきである。

また、企業の経済活動に対する税制の検討は公平性や中立性を尊重すべきであり、租税特別措置法に見られる特定業種の保護政策は必要最小限に留めるべきである。

① 法人税の実効税率をさらに引き下げること

法人税の実効税率は税負担を下げることにより、法人のキャッシュフローや配当原資、内部留保に資金が充当され、経済活性化への影響が考えられる。グローバルな経済活動を支えることや経済の空洞化を阻止する観点からも、引き下げが必要である。

② 交際費課税について、経営の実態に適合した課税対象の範囲となるよう改善整備を図ること。

法人が支出した交際費等の額は、原則としてその全額が損金の額に算入されないこととされているが、平成25年度税制改正では、資本金が１億円以下の中小法人については、年800万円までの定額控除限度額以下の支出した交際費等の額は、全額が損金算入できることとされた。さらに平成26年度税制改正大綱では、大企業も含め、接待等に伴う飲食のために要した費用は、支出額に対して50％相当額の損金算入を認める措置が講じられた。

しかしながら、中小法人においては、大法人等の事業関係者との取引及び業務の円滑化を図る目的で支出される交際費等も多いため、その支出の目的に応じて社会通念上必要と認められる祝い金、香典等又は受領者側で益金に計上されることによって二重課税となるものについては、交際費課税の範囲から除外すべきである。

③ 特定同族会社の留保金課税制度を全面廃止すること。

特定同族会社の留保金課税は、法人の過剰留保に対して法人と個人の税負担を考慮して課税するものとして昭和29年に創設された制度である。

平成19年度の税制改正では、特定同族会社の留保金課税制度について、適用対象から
資本金の額又は出資金の額が１億円以下である会社が適用除外されることとなった。

しかしながら、所得税の最高税率は導入当初と比べ、引き下げられ法人税との税率の乖離が少なくなっていること及び再建途上の赤字法人が資金調達のために保有資産の売却を行ったときに、繰越欠損金により本来の法人税等の負担がなくても、留保金課税の対象となる場合があるなどの理由から、適用除外法人の拡大ではなく、特定同族会社の留保金課税制度そのものを廃止すべきである。

(3) 相続税・贈与税関係

相続税は、応能負担の原則に基づき、資産の集中を排除し、富の再分配を行うという機能を有しているが、この機能は今後も維持されるべきと考える。しかしながら、現行の相続税の課税方式である法定相続分課税方式は、同額の遺産を取得した場合でも遺産の総額や法定相続人の数により相続税額が異なることなど様々な疑問が生じている。

この点では、平成21年度税制改正時に遺産取得税方式の検討がなされたが、見送られてきた経緯がある。さらに「家」や「家族」に対する意識は大きく変化してきており、取得者の担税力に着目した課税が望ましいと考える。したがって、取得財産に応じた遺産取得課税方式に変更すべきである。

他方、非上場株式等の納税猶予制度について平成25年度税制改正において一定の要件の緩和が図られたところだが、この制度の活用が促進されるか注視していく必要がある。

① 相続時精算課税制度について、贈与時の時価を基準に課税を行うこと。

資産の贈与につき相続時精算課税を選択した場合には、無償による資産の移転に伴う経済的利得に対する税額の確定を相続時まで繰り延べて行われるが、その経済的利得は贈与時に受贈者が享受しており、また、所有権の移転が行われた資産は、受贈者の責任で運用が行われるため、贈与後の価値の変動を考慮することは、暦年の贈与課税を受けた者との公平性の観点から問題であると考え。

② 中小企業の事業承継に関連して非上場株式の評価方法を見直すとともに納税猶予制度の要件を緩和し、簡素化すること。

事業承継が重要課題となって、納税猶予制度などが導入されたが、その税負担の重さには議論が及んでいない。少子高齢化や、都会と地方の格差なども加えて抜本的な見直しを行っていくべきである。

(4) 消費税関係

消費税は、消費に対して課される税であり、広く薄く課税することが求められるため、低税率に抑えるべきである。しかしながら、消費税導入時の平成元年には３％であった税率が平成10年に５％に引き上げられ、平成26年４月からは社会保障財源確保の観点から８％となり、さらには今後平成27年10月からは10％に引き上げることが決定しているが、応能負担の原則からも安易な増税をすべきはない。

消費税法施行後25年が経過したが、納税義務の有

無の特例判定、95％ルールの見直し等、法制度が法施行時より複雑化し、事業者の事務負担もますます増加する傾向にある。そのため基準期間の廃止、各種届出書の提出期限の見直し等により事業者の事務負担軽減を図ることが必要であり、複雑化した規定を整備することにより、国民にとってわかりやすい簡素な税制を目指すべきである。

加えて、今後はインターネットによる国際間取引に対する課税のあり方を検討し、公平な税制の実現を図る必要がある。

また、前述したように、今後税率を10％に引き上げた時に複数税率の導入が検討されているが、以下の理由から複数税率は可能な限り単一税率を維持すべきである。

1．高所得者にも同じ効果を与えるばかりか、軽減税率により減少した税収を補うために標準税率をその分さらに引上げなければならないこと。
2．軽減税率の適用範囲を合理的に設定することが難しく、これにより経済活動や課税実務に混乱をもたらすこと。
3．軽減税率導入は、事業者の事務負担が膨大となり、租税事務の円滑化へ向けた点においても執行コストの増大が懸念される。

① 中間申告による納税を任意に選択できる制度を新設すること。

平成24年８月22日に公布された消費税法の一部改正により、中間申告義務のない事業者であっても、選択による６月中間申告納付ができることとなったが、この制度は、消費税の滞納防止と徴税の効率化の観点から非常に有効である。

そこで、この制度の普及を促進するために、次の１から３の項目について、追加の改正を要望する。

1．中間申告義務の有無にかかわらず、１月中間申告や３月中間申告についても選択することができるようにすること。
2．前納報奨金制度を設けることにより、納税者の積極的な中間申告制度の活用を促すこと。
3．任意の中間申告制度についても、通常の中間申告と同様に「みなし申告制度」を設けること。

(5) 地方税関係

公平かつ簡素な税制をめざすために、地方公共団体の課税自主権を尊重しつつも、可能な限り国税と地方税との統一を図るべきである。また、地方団体の税収確保のためには地域経済の発展が不可欠であり、そのためにも中小企業の税負担に一定の配慮をすべきである。

① 土地、家屋の評価方法の見直しを図ること。

土地の評価は、地価公示価格の７割評価額とする評価基準を基に負担調整率を採用し課税標準額を決めている。

家屋については再建築価格を基準とし、経年減点補正率をもって評価をしているが、土地、家屋とも評価時期は原則として３年ごとに評価を行い、価格を決定している。時価の下落が続いている中では、実際の取引価格との格差は大きく、時価を反映しない負担調整率、経年減点補正率による課税標準の決定は、固定資産税の過大な負担をもたらすものであり、国民の理解は得られない。

したがって、固定資産税に対する国民的関心を踏まえ、また、租税法律主義の観点等から現行の固定資産評価制度の抜本的改革を図り、固定資産税評価額決定のあり方、評価方法、評価の時期を検討し見直しを行うべきである。

(6) その他

① 国税・地方税における電子申告・電子納税の普及について

電子申告は、平成16年にe-Tax が導入されて以来、徐々にその利用率も向上してきたが、その運用制度においては未だ検討すべき事項が多く存在している。電子申告は、国税はもとより、多数の自治体に申告を要する地方税においてよりその効果が発揮されるのであるから、納税者の利便及び行政コストの削減のために、国税はもとより地方税における電子申告の普及を一層推進する必要がある。

また、電子納税が利用できないと電子申告利用の効果が著しく損なわれるため、電子納税の普及についても推進する必要がある。

国税・地方税における電子申告・電子納税を普及させるために下記１から４の施策を推進し納税者の利便性を高めること。

1．e-Tax及びｅLTAXともに受付時間の延長をすること。
2．e-TaxにおいてPDF.EXCEL等により作成された文書の添付を可能とすること。
3．電子申告利用者にも申告時期には文書により告知をすること。
4．地方税における電子納税の普及を促進すること。

② 印紙税の廃止について

現行の印紙税法の規定は紙媒体の介在による取引を前提としており、近年の高度情報化社会の下でのペーパーレス化又はインターネット取引による場合との間で、同じ経済取引に起因するにも関わらず課税対象か否かについて差が生じる。課税の公平性の観点から、このような差を生ずる税は廃止すべきであり、印紙税は廃止すること。

事　業　報　告

セミナー　「消費税実務対応セミナー」

４月11日㈮、伝国の杜において「消費税実務対応セミナー」を開催しました。税理士　土田一成氏を講師にお招きして、４月１日からの消費税率８％に引上げに伴い、経過措置の確認や行うべき対策と、平成27年の10％引上げも視野に入れての対応を学びました。

事業継承塾　「経営者のための事業承継塾」５回シリーズ

６月４日㈬・７月２日㈬、伝国の杜において、「経営者のための事業承継塾 ①～②」を開催しました。税理士 芳賀敏明氏を講師にお招きして、事業承継対策の進め方・経営権の集中など、事業承継をするためのポイントについて学びました。

研修会　「ビジネスマナー研修会」

４月24日㈭、伝国の杜において「ビジネスマナー研修会」を開催しました。ＮＴＴ東日本山形のビジネスマナーインストラクター　遠藤ひさよ氏を講師にお招きして、接遇の基本・敬語の使い方・来客対応・ビジネス電話応対・お茶の出し方について学びました。

教室　心と心をつなぎ，絆を深める「絵手紙教室」

７月４日㈮、伝国の杜において『下手でいい、下手がいい』をスローガンにした絵手紙教室を開催。講師に㈱ホップステップ代表 島田新一郎氏をお招きして、筆の持ち方・線の引き方、消しゴム画印の作り方などを学び、ピーマンを題材にして絵を描いた。友人・知人への便り・ビジネスツールとしての活用を学びました。

説明会　「法人税決算説明会」

５月13日㈫、伝国の杜において、正しい決算と誤りのない申告のために、法人税決算説明会を開催しました。米沢税務署法人課税部門本間担当官をお招きして、法人税関係法令の改正点・会社決算の申告と実務・税務調査において間違いの多い事例等について学びました。

女性部会　「移動セミナー in 山形」

７月８日㈫、物づくり山形その手仕事の現場を訪ねてと題して、女性部会移動セミナーを開催した。㈱天童木工・㈱雅山・㈱丸八やたら漬け・山寺風雅の国を視察研修した。また、吉村山形県知事を表敬訪問しました。

米沢税務署長着任

７月10日付けで、米沢税務署長に石澤弘樹氏（前職 国税庁長官官房総務課課長補佐）が着任されました。前署長 古瀬忠昭氏は６月30日をもって退職されました。

新会員の御紹介　よろしくお願いします

（入会順・敬称略）

事業所	代表者	所在地	電話	業種
㈱ すまいるはーと	高橋 智子	高畠町大字馬頭1043-4	40－8212	福祉サービス・訪問介護
㈱ トライアール	工藤 玉吉	高畠町大字福沢1796-5	57－3334	制御盤設計・制作
㈱ あさひ	千野 五郎	南陽市俎板柳575-3	49－7043	建設業・運転代行業
㈱ 置賜総合保険事務所	鹿又 源州	南陽市宮内2950-8	47－4458	保険業

（平成26年４月～26年６月までご入会の新会員）

※米沢法人会 会員募集中！ 詳しくはホームページをご覧ください。 米沢法人会 検索

事業のお知らせ　ホームページでご覧いただけます

会員交流納涼パーティー

日　時／平成26年８月5日㈫
18：00～20：30
会　場／上杉伯爵邸　庭園
会　費／お一人様　3,000円

２回目の開催となる「会員交流納涼パーティー」。会員企業の皆様の情報交換の場、そして日頃の疲れをリフレッシュするための場としてぜひご参加ください。

セミナーオンデマンドサービス

いつでも
どこでも
好きなだけ
映像と音声による
本格的セミナー
会員になるとより多く
のコンテンツが
視聴できます。

米沢法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます。

http:/www.y-houjin.or.jp/
会員ID:hj1715　パスワード：5401

研修会　役に立つ経営分析

－不況に強い財務・経営体質のつくり方－

日時／平成26年９月18日㈭ 10:00～16:00
19日㈮　9:30～12:00
会場／伝国の杜　2F 大会議室
講師／公認会計士　五十嵐 正 明 氏
内容／危機管理のための経営分析・決算書の見方
会費／会員 4,000円　一般 10,000円
持ち物／電卓・筆記用具

「適を知り、己を知れば百戦危うからず」という言葉があります。経営者は、自己の経営管理が過去、現在どのようになっており、将来の方向付けを十分に理解しておく必要があります。

経営者のための事業継承塾

－上手な取り組み方－

日時／平成26年 6月4日㈬・7月2日㈬・８月6日㈬・9月3日㈬・10月8日㈬
14：00～16：00　５日間共通
会場／伝国の杜　2F 大会議室
講師／税理士法人土田船越事務所 JPBM会員 税理士　芳賀 敏明 氏

公益社団法人 米沢法人会　青年部会設立20周年記念事業

記念講演会　私の国防論

～座して平和は守れず～

【講師】第29代航空幕僚長
田母神（たもがみ） 俊雄（としお） 氏

日時　平成26年９月５日㈮　開場17：00　開演18：00
会場　伝国の杜 大ホール　米沢市丸の内１丁目2-1　TEL.0238-26-2666
チケット代　1,000円　チケットは事務局で販売致します

主催：公益社団法人 米沢法人会 青年部会
後援：公益社団法人 米　沢　法　人　会

法人会会員特典の『金利優遇』制度（くわしくはチラシをご覧ください）

取扱金融機関（金融機関コード順）
荘内銀行・山形銀行・きらやか銀行・米沢信用金庫・山形第一信用組合

（公社）米沢法人会 社会貢献事業

第18回 「クリーン＆グリーン作戦」開催

５月18日・６月１日朝６時より第18回「クリーン＆グリーン作戦」を実施しました。「美しい環境で心豊かな生活を送りましょう」をテーマに会員企業並びに家族・関係団体・スポーツ少年団・一般市民合計2,060名が参加し地域の公共施設の清掃を行いました。参加者全員に「花の苗」をプレゼントしました。

■ ６月１日　開会式（上杉城史苑前）

■ ６月１日　米沢市　松が岬公園

■ ６月１日　米沢市　上杉家御廟所

■ ５月18日　南陽市　南陽市中央花公園

■ ６月１日　高畠町　高畠町歴史公園・道の駅たかはた

■ ６月１日　川西町　川西フレンドリープラザ

米沢南陽道路開通記念「オオヤマザクラ」植樹の草刈作業実施

6月28日(土)午後3時より、高畠支部青年部会が中心となり、地域社会貢献事業として平成9年10月に米沢南陽道路側道開通記念に植樹したオオヤマザクラの草刈・消毒・肥料やりの作業を行いました。